

三豊市監査委員告示第 2 号

平成 30 年度定例監査結果報告書(第 1 回)に基づき、措置を講じた旨の通知が三豊市長からあったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 19 日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 為 広 員 史

三 総 総 第 8 5 2 号
平成 3 1 年 3 月 1 2 日

三豊市監査委員 片桐 正文 様
三豊市監査委員 為広 員史 様

三豊市長 山下 昭史

監査の結果に関する報告に基づく措置について

平成 3 0 年度定例監査結果報告書（第 1 回）に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
<p>教育委員会 事務局 人権教育課</p>	<p>・使用料等の収納業務について 三豊市行政財産の使用料徴収条例・三豊市公有財産管理規則等に基づき、自動販売機設置に伴う使用料徴収及び電気代等の納入が実施されているところである。しかし、使用料徴収時期の遅れ及び電気代等の受入科目の誤りが見受けられた。 昨年も同類の指摘をしたところであるが、条例・規則に基づき適正な事務処理を実施すること。</p>	<p>指摘を受けた電気代等の受入科目の誤りについては、正当な受入科目に収入金更正処理を行い是正した。 使用料についても、条例・規則に基づき、年度当初に納入依頼を行うなど、今後は、より一層チェック体制を強化し、適正な会計処理を実施する。</p>